

令和5年度高知県外国人旅行者向け観光情報発信事業委託業務
企画提案書作成要領

公益財団法人高知県観光コンベンション協会

1 提出書類

(1) 提出書類、様式及び提出部数

番号	提出書類の名称	規格及び制限枚数	
1	応募用紙	【様式1】 A4縦、1枚まで	
2	企画提案書の表紙	【様式任意】 A4縦 1枚	
3	ウェブサイトのコンテンツ記事制作	【様式2】 A4用紙、2枚まで	
4	Facebook、Instagram 記事制作	【様式任意】 A4用紙、3枚まで	
5	上記記事のテーマ選定理由とそのポイント	【様式任意】 A4用紙、1枚まで	
6	SNSの拡散と活性化（広告の活用等）	【様式任意】 A4用紙、2枚まで	
7	実施体制・スケジュール・実績	【様式任意】 A4用紙、4枚まで	
8	経費見積書	【様式任意】 A4用紙、1枚まで	

※用紙サイズは日本産業規格A4でなるべく縦に統一してください。

※A3用紙を使用する場合は、A4用紙2枚として換算します。

※企画提案書の文字は、10.5ポイント以上で作成してください。

(2) 企画提案書に記載すべき内容及び留意点

審査は企画提案書の内容に基づき、審査委員による書類審査で行われます。（プレゼンテーションはありません。）従って、書面のみで十分な審査が可能となるような記載としてください。

ア. 応募用紙

様式1に記入し提出してください。

イ. 企画提案書の表紙

会社名を記載した表紙をつけてください。

ウ. ウェブサイトのコンテンツ記事制作

英語、繁体字それぞれ以下のテーマでサンプル記事1本を制作し、日本語訳をつけてください。

コンテンツのデザインは様式2のとおりとしてください。

英語記事のテーマ：土佐清水ジオパーク

繁体字記事のテーマ：入野海岸

エ. Facebook、Instagram 記事制作

Facebook 記事

- ・英語記事と繁体字記事のサンプルを各 1 本制作し、日本語訳をつけてください。
- テーマは自由ですが、次項のとおりテーマの選定理由を示してください。
(文字数は 1 記事につき日本語訳で 100~150 文字程度)
- ・記事には必ず画像を添付することとし、画像点数は指定なしとします。

Instagram 記事

- ・英語記事のサンプルを 1 本作成し、日本語訳をつけてください。(文字数は指定なし)
- ・記事には必ず画像を添付することとし、画像点数は指定なしとします。

オ. 上記記事のテーマ選定理由

- ・Facebook 記事及び Instagram 記事のテーマ選定理由を明記してください。

カ. SNS の拡散と活性化（広告の活用等）

- ・仕様書に示す成果目標の達成に向けての施策を提案してください。
- ・オーガニックと広告の割合をどのように想定しているかを明記してください。
- ・エンゲージメントの目標達成についての考え方を明記してください。

キ. 実施体制・スケジュール・実績

- ・自社（JV の場合、共同提案者を含む）及び外部発注分を含む相関図と業務分担を明確に記載してください。
- ・各言語のライター及び画像等の撮影者について、それぞれの業務実績と選定理由を明記してください。また、実施体制については、記事作成に関する統括的な責任者と事業全体の進捗管理の責任者を明確に記載してください。
- ・自社（JV の場合、共同提案者を含む）及び外部発注分を含む、過去の類似した業務の実績を記載してください。

ク. 経費見積書

- ・掲載内容に基づき、委託業務を発注した場合の見積額をできるだけ細分化して記載してください。また、見積書は消費税を 10%にて算出してください。

2 提出方法

持参、または郵送（書留郵便など送付を証明できる方法に限る。）もしくは電子メールで提出してください。電子メールの添付ファイルは 5MB 程度までの容量とし、超える場合はファイル転送サービス等を利用してください。また、送信後に電話により着信を確認してください。持参または郵送で提出する場合は、正本 1 部、副本 8 部とし、全て片面印刷とし、クリップでまとめて提出してください（製本やホチキス留めはしないでください）。

3 提出期限

令和 5 年 3 月 22 日（水）午後 5 時必着

※この期限までに提出書類のすべての提出がないものは、受付することが出来ません。

4 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

5 提案書に記述する内容

- (1) 企画提案書の文字は、10.5ポイント以上で作成してください。
- (2) A4用紙はなるべく縦又は横に統一してください。
- (3) 本プロポーザルは書類審査となるため、書面のみで十分な審査が可能となるような記述としてください。

6 提案書類提出にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書は1者1提案までとします。
- (2) 提案書類を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (3) 提出された提案書類が次項に該当するときは無効となる場合があります。
 - ① 虚偽の内容が記載されているもの
 - ② 提案書類の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
- (4) 提案書類は、著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮してください。
- (5) 成果品については、公益財団法人高知県観光コンベンション協会の業務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、当協会自らが複製し、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をすることまたは当協会の委託した第三者をして複製させ、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができますものとしてします。
- (6) 本委託業務の契約及び事業執行にあたっては、提案された内容等を発注者と受注者が協議のうえ、変更することがあります。

7 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎5階
公益財団法人高知県観光コンベンション協会 国際誘致部
担当：安岡・蒲原・池内

3月20日（月）以降の提出先

〒780-0056 高知県高知市北本町2-10-10
公益財団法人高知県観光コンベンション協会 国際誘致部
担当：安岡・蒲原・池内

※電話番号、FAX番号、メールアドレス等の変更はありません。

※郵便物は、令和5年3月18日（土）より新事務所への転送設定をしております。

T E L 088-823-1434

E mail inbound@kvca.jp